

所得税 R4 平成 28 年 (Ver.16.10) の予定

所得税 R4 平成 28 年 (Ver.16.10) についてご連絡いたします。
 なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム

システム名	バージョン
所得税 R4 平成 28 年	16.10

- ※ E i ボード 16.30 以降がインストールされた環境が必要です。
- ※ Ver.15.1 で繰越処理済みのデータは「旧データ」として、データ選択画面に表示されます。
 データ選択により「データ変換処理」が行われ、16.10 で使用できるようになります。

2. 日程 (予定)

例年同時期を予定しています。

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2017 年 1 月 23 日 (月)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD 送品 (オプション改版 CD)	2017 年 1 月 27 日 (金) 送品開始

3. 電子申告更新用、R4 コンバーターの予定

3-1. 電子申告更新用プログラムの予定

電子申告 R4 Ver.16.20 と同時に 2017 年 1 月 30 日 (月) にダウンロード提供を開始します。

3-2. R4 コンバーターの予定

旧製品からのコンバートは、昨年と同様に、「H27.1→16.1」、「H28.1→16.1」を段階的にリリースします。

旧製品 (コンバート元データ)		→×	所得税 R4 平成 28 年 (Ver.16.1)
平成 27 年版 (H27.1)	当年分 (H27 年分)	→×	コンバート対象外
	繰越処理後 (H28 年分)	→○	2017 年 1 月 23 日 (月) 予定
平成 28 年版 (H28.1)	当年分 (H28 年分)	→○	2017 年春 (確定申告後) 予定

4. 平成 28 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容

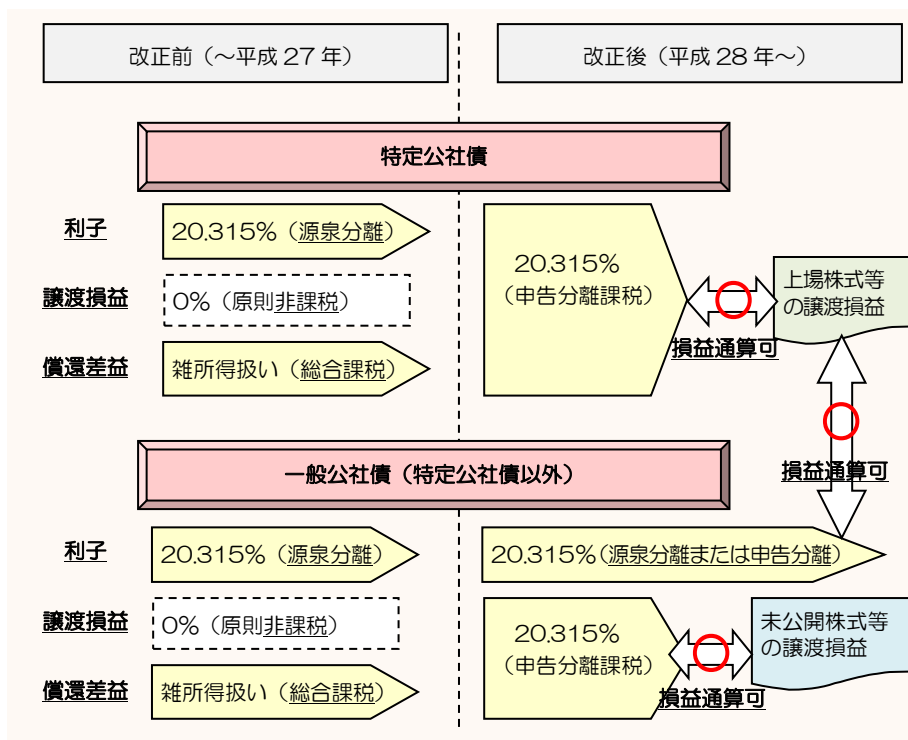
平成 28 年分の所得税から適用される税制改正のうち、主なものは以下のとおりです。

4-1. 債券・公社債投信税制の改正（金融所得課税の一体化）

金融所得課税の一体化により、平成 28 年 1 月以降、公社債や公募公社債投信等（以降、「公社債等」）に対する税制上の取扱いが、「上場株式等」と同様の扱いに統一されました。

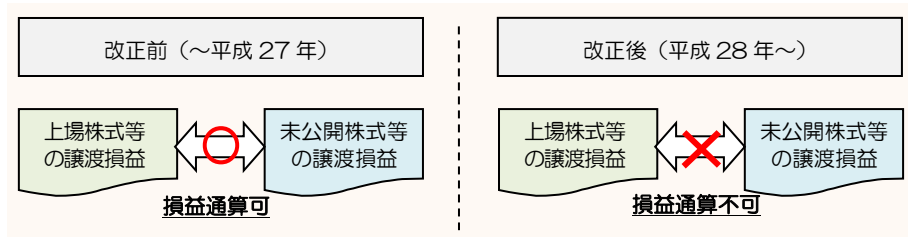
(1) 公社債等の課税方法の改正

平成 28 年より、特定公社債（※特定公社債＝国債、地方債、外国国債、外国地方債、上場公社債、公募公社債その他一定の公社債）の利子、および譲渡所得等また、上場株式等の譲渡損益との損益通算、繰越控除も可能となります。



(2) 上場株式等と未公開株式の損益通算の廃止

平成 28 年より、「上場株式等の譲渡損益」と「未公開株式（一般株式）の譲渡損益」の損益通算ができなくなりました。



■システムの対応

本改正による計算の変更に対応します。

また、「確定申告書」や「株式譲渡所得の計算明細書」などに表記される名称が以下のように変更されるため、これに対応します。

- ・ 上場株式等の配当 → 上場株式等の配当等
- ・ 株式等の譲渡（未公開分） → 一般株式等の譲渡
- ・ 株式等の譲渡（上場分） → 上場株式等の譲渡

4-2. 相続した空き家を譲渡した場合の特別控除の特例の創設

適切な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることを踏まえ、こうした空き家の発生を抑制する観点から、相続により生じた空家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修または除却を行った上で家屋や土地を売却した場合に「居住用財産の譲渡所得の3000万円特別控除」が適用できるようになりました。

■システムの対応

本特例を受ける場合は、当システム対応帳票である「譲渡所得の内訳書（土地・建物用）」に合わせて、新設される「譲渡所得の内訳書（土地・建物用）（第5面）」を作成する必要がありますが、この帳票には対応しません。

4-3. 住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設

出産・子育ての不安や負担を軽減することが重要な課題であることを踏まえ、世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、多世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度が創設されました。すでにある「特定増改築等にかかる住宅借入金等特別控除」や「既存住宅の特定改修の場合の特別控除」にこの「多世代同居改修工事等」が追加される形となります。

住宅ローンで行った場合（既設の制度との比較）

	（既設）バリアフリー・省エネ改修工事	（創設）多世代同居改修工事
適用期間	平成20年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合	平成28年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合
控除期間／控除率	5年間／2.0%（最大250万円）	5年間／2.0%（最大250万円）
最大控除額	62.5万円	62.5万円

自己資金で行った場合（既設の制度との比較）

	（既設）耐震改修工事	（既設）バリアフリー改修工事	（既設）省エネ改修工事	（創設）多世代同居改修工事
適用期間	平成18年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合	平成21年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合	平成21年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合	平成28年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合
最大控除額	25万円	20万円 ただし、太陽光発電設備設置工事を伴う場合は30万円	25万円 ただし、太陽光発電設備設置工事を伴う場合は30万円	25万円

■システムの対応

本改正を受けて「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の様式が改定されますのでこれに対応します。

自己資金で行った場合は、別途「住宅多世代同居改修特別税額控除額の計算明細書」の作成が必要になりますが、この帳票の作成には対応しません。

4-4. 建物附属設備および構築物等の減価償却方法の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物、並びに鉱業用の建物の減価償却の方法から「定率法」が廃止されました。

■システムの対応内容

選択した減価償却資産の種類別に償却方法を制限することは従来から行っていないため、本件についても特に入力規制等の対応は行いません。

4-5. 被災代替資産等の特別償却制度の見直しおよび適用期限延長

被災代替資産等の特別償却制度について、償却割合を引き下げる等の見直しが行われた上で、その適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。

	平成23年3月11日 ～平成28年3月31日取得分	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日取得分
建物等 及び構築物	中小企業者：15%/その他の個人：18%	中小企業者： <u>10%</u> /その他の個人： <u>12%</u>
機械装置、船舶 及び車両運搬具	中小企業者：30%/その他の個人：36%	中小企業者： <u>20%</u> /その他の個人： <u>24%</u>

■システムの対応内容

償却率の選択肢には、すでに「10%」「12%」「20%」「24%」を含めているため、対応済みとなります。

4-6. 給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成28年分の所得税から引き下げられることとされました。

	【改正前】 平成25年～平成27年分の所得税	【改正後】 平成28年分の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超
給与所得控除の上限額	245万円	245万円

5. 様式の変更

システムで対応している様式について、主な変更は次のとおりです。

5-1. 確定申告書 第一表～第五表、住宅借入金等の計算明細書

整理番号を記載する項目名が「番号」から「整理番号」に改められました。

「番号」の表記のままだと、本年から記載が必要になる「個人番号」と混同される懸念があったためと思われます。

なお、同様の項目名であった収支内訳書については、項目名の「番号」という言葉を除去する対応がとられました。(青色申告決算書同様に項目名なしとなりました。)

5-2. 確定申告書 第一表

個人番号欄が追加になりました。

本年より、個人番号の記載が必要になります。

5-3. 確定申告書 第二表

配偶者、扶養者、専従者の各人の個人番号欄が追加になりました。
これに伴い、全体的にレイアウトが変更されました。

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)		控除合計	清算合計
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	必要経費等 差引金額
一行減			
○ 雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項		移動	
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等 差引金額
一行減			
○ 特別適用条文等		移動	
○ 事業専従者に関する事項		移動	
事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日
住民税・事業税に関する事項		移動	
扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日
○ 扶養控除		移動	
扶養者の氏名	個人番号	続柄	生年月日
○ 配偶者控除		移動	
配偶者の氏名	個人番号	続柄	生年月日

個人番号欄および国外居住欄の追加

個人番号欄の追加

全体的にレイアウトの変更

5-4. 確定申告書 第三表、第四表

株式関係の項目名が変更になりました。

収入 金額	短期譲渡	一般分	⑤				
		軽減分	⑥				
	長期譲渡	一般分	④				
		特定分	⑦				
	課税	軽減分	⑧				
	金 税	一般株式等の譲渡	⑨				
		上場株式等の譲渡	⑩				
		上場株式等の配当等	⑪				
		先物取引	⑫				
	額	山林	⑬				
退職		⑭					

昨年の様式

株式等の譲渡	未公開分	⑬
株式等の譲渡	上場分	⑭
株式等の配当	上場株式等の配当	⑮

所得 金額	短期譲渡	一般分	⑤			
		軽減分	⑥			
	長期譲渡	一般分	④			
		特定分	⑦			
	課税	軽減分	⑧			
金 税	一般株式等の譲渡	⑨				
	上場株式等の譲渡	⑩				
	上場株式等の配当等	⑪				
	先物取引	⑫				
額	山林	⑬				
	退職	⑭				

昨年の様式

株式等の譲渡	未公開分	⑬
株式等の譲渡	上場分	⑭
株式等の配当	上場株式等の配当	⑮

5-5. 住宅借入金控除の計算書

「住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設」に伴い改定されました。

▼一面

▼付表1

なお、帳票画像添付は省略しますが、二面も「多世帯同居改修工事の費用の額」の計算欄追加があります。

5-6. 株式等の譲渡所得計算書

確定申告書（第三表、第四表）同様に、未公開分が一般株式等に、上場分が上場株式等の表記にそれぞれ変更されました。

また、一般株式等と上場株式等の損益通算ができなくなったことにより、1面の記載欄が一部変更になりました。

■付表（上場株式の繰越損失用）

利子所得についても記載の対象になったことから、「配当」の記載が「配当等」になるなど、全体的に利子所得も考慮した表現に変更されました。

5-7. 譲渡所得の内訳書（土地・建物用）

以下2点の変更が行われました。

- ・1面に「5面使用有無」の記載欄が追加されました。
- ・2面の「利用状況」欄に自己の居住の用に供した年月を記載する欄が追加されました。

5-8. 財産債務調書（及び同合計表）、次葉

個人番号欄が追加になりました。

また、新たに「特定有価証券」の区分が追加されました。

6. システムの主な対応予定

上記改正および改正に伴う様式の変更に対応いたします。
入力周りは、「金融所得課税の一体化 (4-1)」の対応により、「所得の内訳書」での利子所得の入力や特定口座の入力に変更があります。
また、R4 では機能アップとして、以下に対応します。

6-1. 先物取引関係帳票の追加 (2 帳票)

以下の 2 帳票に対応いたします。

- ・先物取引に係る雑所得等の金額の計算書
- ・確定申告書付表 (先物取引に係る損失繰越用)

6-2. 寄附金控除入力 ふるさと納税分の入力改善

寄附金控除入力画面に「ふるさと納税」チェックボックスを追加し、ふるさと納税対象の寄附金を「住民税・事業税入力」画面側に転記するようにします。
これにより、従来は別途必要であった「住民税・事業税入力」画面でのふるさと納税寄附金の入力が不要になります。

6-3. 税額控除入力 (配当控除) 控除率別の計算に対応

従来は一律 10% で計算し、異なる税率がある場合は上書修正が必要でしたが、控除率別 (10% / 5% / 2.5%) に計算ができるようにします。

6-4. 減価償却 R4 との連動に対応

減価償却 R4 から、減価償却費計算書 (青色申告決算書 / 収支内訳書) の取り込みを行えるようにします。

詳しい対応内容や上記以外の変更内容については、リリースインフォメーションでご案内いたします。

7. データベース停止問題 (昨年発生) の解消

昨年確定申告時期に発生しました「所得税 R4 使用中にデータベースが停止してしまう」現象について、先にリリース済みの E i ボード 16.30 との組み合わせにより、完全解消する対応を行います。

7-1. 関連インフォメーション

1.	2016/02/16 発行 15XA159 所得税 R4 使用中にデータベースが停止する件 (サービス回復設定ツールのご提供) →初報としてご連絡した内容です。 併せて、データベースが停止した場合の回復設定についてもご案内しました。
2.	2016/02/22 発行 15XA161 所得税 R4 Ver.15.12 の発行 (データベース停止問題対応版) →プログラムの DB 操作の処理方法を変更し、より安定稼働できるように修正しました。 しかしながら、一定の効果は見られたものの、本件対応後も発生報告がありました。
3.	2016/03/08 発行 15XA168 所得税 R4 使用中にデータベースが停止する件 (DB 動作設定変更ツールのご提供) →R4_RDB への全てのアクセスの処理方法を変更するツールを発行しました。 本ツールリリース後の発生報告はありません。
4.	2016/09/22 発行 16XA067 E i ボード (Ver.16.30) の発行 →障害対応の 1 項目として、「所得税 R4 使用中にデータベースが停止する問題に対応しました。」とご案内していました。

7-2. データベース停止の原因とその対応（E i ボード+所得税 R4）

本件についてその後も解析を進めたところ、内部的に保持している統計情報（データベース処理を効率的に行うために収集している情報）の処理でエラーが発生していることがわかりました。統計情報は、R4 が使用しているデータベースエンジンが自動的に取得・利用している部分であり、このデータベースエンジン側の問題でした。

■ E i ボード 16.30 の対応

E i ボードにてデータベースエンジンをインストールしているため、E i ボードの Ver.16.30 にて、この問題を解消した新しいバージョンのデータベースエンジンをインストールするようにしました。

■ 所得税 R4 の対応

E i ボード 16.30 でインストールされた新しいバージョンのデータベースエンジンを使用するようにします。

以上の対応をもって、根本的な対応となります。

確定申告期間中に渡り、多大なご迷惑をお掛けしまして、大変申し訳ありませんでした。

8. 連動対象アプリケーション（動作保証バージョン）

連動対象アプリケーションについて、動作保証するバージョンは下表のとおりです。

青色申告決算書/収支内訳書 取り込み	<u>財務 R4（会計、Professional、Basic、Lite）Ver.14.10 以降</u> <u>InterKX 財務会計 Ver.5.2 以降</u> 財務応援 Super Ver.9.2 以降、財務応援 Lite 9.1 以降
減価償却費計算書 取り込み	<u>減価償却 R4、減価償却応援 R4 Ver.16.2</u> <u>InterKX 減価償却/減価償却応援 Ver.14、Ver.15</u>
所得 取り込み	<u>報酬請求 R4 Ver.14.14 以降</u>

下線は自動連動による取り込みに対応しているものです。（なお、報酬請求は自動連動のみの対応）

以上